

## パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携について

### 1 宣誓制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、性的少数者に限らず、様々な事情で婚姻の届出をせず、あるいはできない事実婚の方が、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、住民登録をしている自治体はその関係を確認し、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付することで、公的に認める制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、法的に認められないことで相手との関係を他者に理解されない悩みや生きづらさを軽減するとともに、多様な性への理解を深めるものです。

### 2 自治体間連携の目的

宣誓された方の住所異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図り、宣誓された方が安心して生き生きと生活し、個性と能力を発揮できるよう支援することを目的として、自治体間連携に関する協定を締結するものです。

### 3 協定の概要

宣誓された方が、転入先の自治体に、転入前の自治体の宣誓書受領証等を提出することで、転入先の自治体は、転入前の自治体の宣誓日を引き継ぎ、新たな宣誓書受領証等の交付を受けることができるものとします。

### 4 これまでの経緯

厚木市は、愛川町及び清川村と「厚木・愛甲パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を令和4年7月8日に締結し、同年8月1日から運用しています。

この度、厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村で構成する「広域行政連絡会」における取組として、令和5年7月1日からパートナーシップ宣誓制度を導入する秦野市及び伊勢原市を加えた「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」の締結に向けた検討を行い、また、厚木市及び海老名市で構成する「厚木市・海老名市広域行政研究会」においても同協定の締結に向けた検討を行いました。

## 5 協定締結自治体

- (1) 前回締結した自治体 厚木市、愛川町及び清川村
- (2) 今回締結する自治体 厚木市、秦野市、海老名市、伊勢原市、愛川町及び清川村

## 6 協定締結日

令和5年6月27日（火）

※ 協定締結後、早期に運用を開始する必要があることから、書面締結を予定しています。

## 7 運用開始日

令和5年7月1日（土）

### 【参考】

※ 県内自治体間連携等導入団体（令和5年4月1日現在）

開始時期	締結市町村	備考
令和2年4月1日	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 葉山町、三浦市	葉山町は、令和2年7月1日から 三浦市は、令和3年1月1日から
令和2年12月1日	川崎市、相模原市	
令和3年7月1日	南足柄市、大井町、松田町、 山北町、中井町、開成町	松田町は、令和3年10月1日から 山北町、中井町、開成町は、令和4 年4月1日から
令和4年2月1日	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	
<b>令和4年8月1日</b>	<b>厚木市、愛川町、清川村</b>	
令和4年12月1日	横浜市、横須賀市	
令和5年3月1日	横浜市、相模原市	
<b>令和5年7月1日</b>	<b>厚木市、秦野市、海老名市、 伊勢原市、愛川町、清川村</b>	

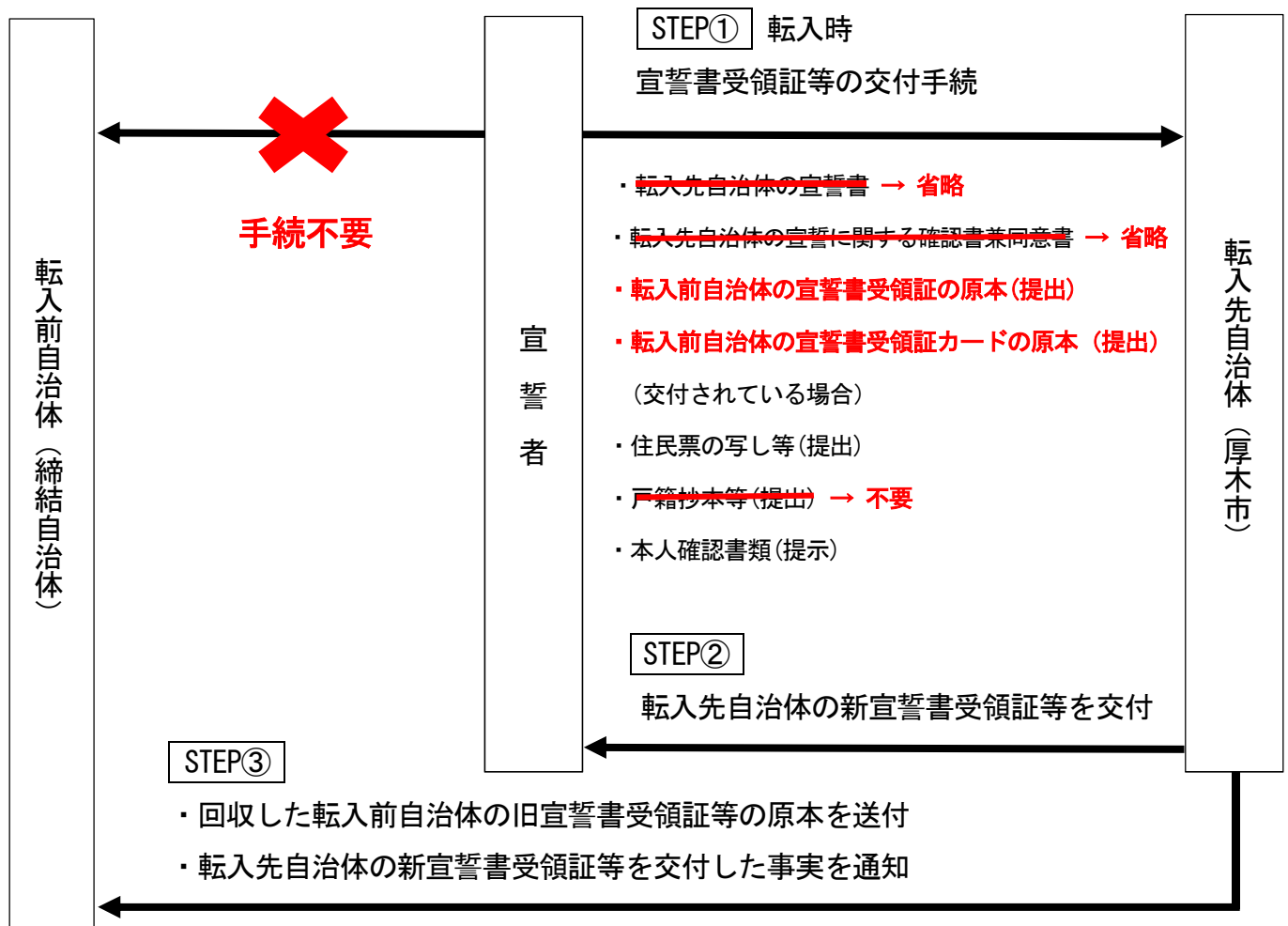
## 8 自治体間連携の事務フロー（【例】締結自治体から厚木市へ転入した場合）

### （1）自治体間連携の締結前



### 締結後

### （2）自治体間連携の締結後



## パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（案）

厚木市、秦野市、海老名市、伊勢原市、愛川町及び清川村（以下「締結自治体」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、締結自治体のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の締結自治体間での住所異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

## （対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和5年7月1日以降に締結自治体間での住所異動を行う当事者とする。

## （連携方法）

第3条 当事者が締結自治体間での住所異動を行う場合は、転入前の締結自治体（以下「転入前自治体」という。）では宣誓書受領証等を回収せず、転入先締結自治体（以下「転入先自治体」という。）において回収することとする。

2 転入先自治体は、宣誓制度の所定の要件を確認の上、転入前自治体の交付した宣誓書受領証等（以下「旧宣誓書受領証等」という。）の回収後、新たに転入先自治体の宣誓書受領証等（以下「新宣誓書受領証等」という。）を交付するものとする。

3 転入先自治体は、当事者が旧宣誓書受領証等を紛失している場合は、転入前自治体に当事者であったことを確認した上で、新宣誓書受領証等を交付するものとする。

4 転入先自治体は、前2項の規定により新宣誓書受領証等を交付する場合は、旧宣誓書受領証の宣誓日を引き継ぐものとし、回収した旧宣誓書受領証等を転入前自治体に送付するものとする。

## （協定の解消）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、締結自治体が協議の上、この協定を解消することができるものとする。

## （協議）

第5条 締結自治体が、各々の宣誓制度を変更する場合は、その都度報告し、必要に応じて協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度締結自治体が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を6通作成し、6市町村長が記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和5年6月27日

厚木市中町3丁目17番17号

厚木市長 山口 貴裕

秦野市桜町1丁目3番2号

秦野市長 高橋 昌和

海老名市勝瀬175番地の1

海老名市長 内野 優

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎

愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊

清川村煤ヶ谷2216番地

清川村長 岩澤 吉美